

風俗案内業開始届出～必要書類等～

区分	必要書類	備考
共通	風俗案内業開始届出書(3枚組)	様式第1号
	風俗案内業の方法を記載した書類	様式第4号
	1 事業所が自己所有である場合 登記簿謄本又は登記事項証明書 2 事業所が賃貸借物権の場合 ① 登記簿謄本又は登記事項証明書 ② 賃貸契約書 ③ 使用承諾書	2の場合、所有者→賃貸契約者→風俗案内業者と賃貸借されている場合(いわゆる又貸しの場合)は、②③の書類はそれぞれの賃貸借ごとに必要
	事業所の平面図	建築確認申請時に提出する青写真等に、出入口の位置、いす、テーブルの配置等の必要な事項を記載したもの。
	事業所の周囲の略図	保護対象施設との関係が明かとなるような略図
	統括管理者の住民票の写し(本籍記載のもの)	個人番号の記載がないもの
個人の場合	住民票の写し(本籍記載のもの)	個人番号の記載がないもの
	身分証明書(届出者のもの)	本籍地の市町村役場発行
	誓約書(個人用)	
法人の場合	定款の写し	
	履歴事項全部証明書	
	誓約書(法人用)	
	役員全員の住民票の写し(本籍記載のもの)	個人番号の記載がないもの
	役員全員の身分証明書	本籍地の市町村役場発行
	役員全員の誓約書	

- ※ 風俗案内業を行おうとする**10日前までに届出**が必要です。
- ※ 身分証明書とは、運転免許証のコピー等ではありません。
- ※ **禁止地域がありますので、ご自身でよく確認**をしてください。